



長野県報

3月31日(火)
平成21年
(2009年)
号外

目次

規則

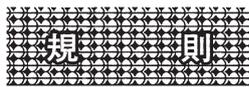
農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（農業政策課）	1
県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則（住宅課）	1

告示

地方自治法施行令に基づく県営住宅の家賃収納事務の委託（住宅課）	2
長野県選挙管理委員会規程の一部改正（選挙管理委員会）	2

訓令

長野県公印規程の一部改正（情報公開・私学課）	3
------------------------	---



農業政策課

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに
公布します。

平成21年 3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第24号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和37年長野県規則第45号）の一部を
次のように改正する。

第2条中「第11条の4第1項、法第11条の8第1項、法第11条の
14第1項及び法第11条の15の3第1項」を「第11条の7第1項、法
第11条の23第1項、法第11条の29第1項及び法第11条の32第1項」
に改める。

第3条中「第11条の4第3項、法第11条の8第3項、法第11条の
14第3項及び法第11条の15の3第3項」を「第11条の7第3項、法
第11条の23第3項、法第11条の29第3項及び法第11条の32第3項」
に、「第44条第4項」を「第44条第5項」に改める。

第4条から第7条までを次のように改める。

（検査役の選任の申立て等）

第4条 法第11条の26の規定により知事に属するものとされる権限
に係る信託法（平成18年法律第108号）の規定による申立ては、
申立書に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 信託契約書の写し
- (2) 信託財産に係る登記事項証明書
- (3) その他知事が特に必要と認める書類

第5条から第7条まで 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布します。

平成21年 3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第25号

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等の管理に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の
一部を次のように改正する。

第20条の3を第20条の4とし、第20条の2の次に次の1条を加え
る。

（管理の特例）

第20条の3 条例第25条の2第1項の規定により市町村又は長野県
住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における
第9条及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「知
事」とあるのは「市町村の長又は長野県住宅供給公社の理事長」
とする。

様式第1号中「長野県知事 殿」を
「長野県知事 殿
（市町村長又は長野県住宅供給公社理事長）」に、

「この記載事項が事実と相違する場合は、入居の申し込みを無
効とされても異議を申しません。」

を
「この記載事項が事実と相違する場合は、入居の申し込みを無
効とされても異議を申しません。」

また、私又は私と現に同居し、若しくは同居しようとする親
族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条
第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、長野県警察本部へ照会
がなされることに同意します。」

に改める。

様式第3号、様式第9号及び様式第10号中

「長野県知事 殿」を

「長野県知事 殿」に改める。
(市町村長又は長野県住宅供給公社理事長)

様式第10号の2中「長野県知事 殿」を

「長野県知事 殿」に、
(市町村長又は長野県住宅供給公社理事長)

「下記のとおり県営住宅に同居させたいので承認してください。」を

「下記のとおり県営住宅に同居させたいので承認してください。

また、同居させようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、長野県警察本部へ照会がなされることに同意します。」

に改める。

様式第10号の3中「長野県知事 殿」を

「長野県知事 殿」に、
(市町村長又は長野県住宅供給公社理事長)

「フリガナ 申請者氏名 ④」を

「申請者氏名 ④」に、

「下記のとおり県営住宅の入居承継を承認してください。」を

「下記のとおり県営住宅の入居承継を承認してください。

また、私又は私と引き続き同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、長野県警察本部へ照会がなされることに同意します。」

に、 「氏名」を 「フリガナ氏名」に改める。

様式第11号、様式第15号及び様式第17号中

「長野県知事 殿」を

「長野県知事 殿」に、
(市町村長又は長野県住宅供給公社理事長)

様式第18号中「第20条の3関係」を「第20条の4関係」に改める。

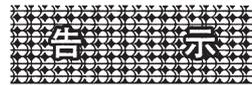
様式第19号中「により知事」の次に「(市町村長又は長野県住宅供給公社理事長)」を加え、「長野県知事 ④」を

「長野県知事 ④」に改める。
(市町村長又は長野県住宅供給公社理事長)

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

住宅課



長野県告示第248号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃及び県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務(長野市、松本市、須坂市、塩尻市、千曲市、安曇野市、東筑摩郡、埴科郡、上高井郡及び上水内郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。)を次のとおり委託します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

- 1 受託者住所
長野市大字南長野南県町1003番地1
- 2 受託者氏名
長野県住宅供給公社
- 3 委託期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

住宅課

選告示第13号

長野県選挙管理委員会規程(昭和30年選告示第1号)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男
第15条の表中

「地方書記長 地方事務所長」

を

担当係長	総務部市町村課の選挙の執行又は庶務に関する事務に従事する担当係長
地方書記長	地方事務所長

に改める。

選挙管理委員会